

第9期広島市高齢者施策推進プラン（令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度)）の策定について

1 計画の位置付け

広島市高齢者施策推進プラン（以下「プラン」という。）は、本市における高齢者施策の総合的な推進と介護保険事業の円滑な実施を図ることを目的に、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」と介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定する3年間の計画である。

【根拠法令】

○ 老人福祉法（一部抜粋）

（市町村老人福祉計画）

第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

○ 介護保険法（一部抜粋）

（市町村介護保険事業計画）

第117条 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

2 広島市社会福祉審議会全体会議及び高齢福祉専門分科会における審議

○ 第8期プランでは、「2025年・2040年を見据えた地域包括ケアシステムの推進と深化」を目標に掲げ、「健康づくりと介護予防の促進」「見守り支え合う地域づくりの推進」「質の高い介護サービスを安定して提供できる体制づくりの推進」「在宅医療の充実と在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」の5項目の重点施策をはじめ各種施策を推進している。

○ 本市においては、今後中長期的に、85歳以上人口の増加に伴いサービス需要や給付費が増加する一方、生産年齢人口は急減していくことが見込まれる中で、引き続き現行の施策に取り組みつつ、地域のニーズに対応したサービス基盤の整備や介護人材の確保などの対応をさらに進める必要がある。

○ 本審議会では、このような状況に加えて、本年5月に「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案」が可決されたことなども踏まえ、誰もが住み慣れた地域で心豊かに暮らし続けることができる地域共生社会の実現に向け、本市が令和6年度からの3年間で取り組む施策を中心に御審議いただきたい。